

# 消費税率の引き上げに際し、 2つの給付金が支給されます。\*

※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

## 臨時福祉給付金 所得の低い方の負担を緩和します。

**支給対象者** 平成26年度(平成25年分)の町民税が課税されていない方が対象です。  
ただし、以下の場合などは対象外です。  
◎課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合  
◎生活保護の受給者である場合

**支給額** ●1人につき10,000円  
●下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算  
◎高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など  
◎児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請先	平成26年1月1日において住民登録がされている市町村
申請受付開始	平成26年7月
申請方法	具体的な申請・支給手続きについては、現在準備中です。決まり次第、ホームページ・広報などでお知らせします。
申請・問い合わせ	【健康福祉課】TEL 934-2278

## 子育て世帯臨時特例給付金 子育て世帯の負担を緩和します。

**支給対象者** 次のどちらの要件も満たす方が対象です。  
①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給  
②平成26年度(平成25年分)の所得が児童手当の所得制限限度額未満  
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
ただし、以下の場合などは対象外です。  
◎「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
◎生活保護の受給者となっている児童

**支給額** 対象児童1人につき10,000円

申請先	平成26年1月1日において住民登録がされている市町村
申請受付期間	平成26年6月から8月まで(やむを得ない場合は11月まで)
申請方法	6月上旬に、平成26年1月分の児童手当を宇美町で受給されていた方宛に用紙を郵送しますので、郵送または来庁により申請をしてください。
支給時期	平成26年8月以降順次(予定)
申請・問い合わせ	【子育て支援課】TEL 934-2250

**!** 給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

## 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚等によって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合等を除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。ただし、公的年金を受け取ることができる場合は支給できません。	精神または身体に障がいを有する児童を監護している人に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。
月額	【平成26年6月分~】 3歳未満(一律) 15,000円 3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生(一律) 10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子...と数えます。 特例給付(所得制限額以上)(一律) 5,000円	【平成26年4月分~】 全部支給 41,020円 一部支給 41,010円~ 9,680円 ※2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子以降一人につき3,000円 ●所得が一定以上の場合は手当が支給されません。(所得制限額はそれぞれ違います。)	【平成26年4月分~】 1級の方 49,900円 2級の方 33,230円
支給日	10月・2月・6月の10日	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
提出月	6月	8月	8月
現況届	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が支給出来なくなりますので必ず提出してください。		
問い合わせ	【子育て支援課 子育て支援係】TEL 934-2250		【健康福祉課 福祉係】TEL 934-2278

**★現況届とは**  
児童手当を受給している方は、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受け取ることができるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、6月分以降の手当が支給できなくなりますので、必ず提出してください。また、平成24年6月分から、所得制限が導入されました。限度額を超える場合には、手当額が(律5千円(特例給付)になります。

**★今年度は、子育て世帯臨時特例給付金申請書を兼ねます**  
今年度の現況届は、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書と兼用の用紙です。6月上旬に児童手当受給者宛に用紙を郵送します。必要な添付書類とともに郵送、または窓口にて提出してください。児童手当の現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請を同時に行うこととなります。

**★注意**  
子育て世帯臨時特例給付金の申請先が他市町村の方平成26年1月1日時点で住所地在宇美町以外の方は、現況届のみの用紙を郵送します。

**公務員の方**  
児童手当を受給している公務員の方は、お勤め先から子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当受給証明書を交付されますので、申請受付期間に役場子育て支援課へ申請をしてください。児童手当の現況届は、例年どおりお勤め先で行ってください。